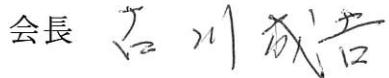


令和4年2月15日

河南町長 森 田 昌 吾 様

河南町特別職報酬等審議会

会長 

特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について（答申）

令和4年2月4日付け河南人第64号により本審議会に対して町長から諮問のあった標記について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

答 申

1. 特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について

（1）給料額

町長、副町長及び教育長の給料額については、次のとおりとすることが適当である。

町長 756,000円（10%削減）

副町長 679,000円（3%削減）

教育長 649,900円（3%削減）

（2）実施時期及び期間

実施時期については、現在の減額措置期間の満了日の翌日である令和4年4月1日からとすることが適当であり、期間は、令和6年3月28日までとする。

2. 審議会の開催状況

第1回審議会 令和4年2月 4日

第2回審議会 令和4年2月15日

3. 審議経過及び内容

河南町特別職報酬等審議会は各種団体等からなる5名の委員で構成し、令和4年2月4日に設置され、「特別職（町長、副町長及び教育長）の給料の額等について」諮問を受けた。

現在の町長、副町長及び教育長の給料額については、平成30年4月1日から令和4年3月31日までの間、条例本則に対して、町長は、10%、副町長、教育長はそれぞれ3%の減額措置が実施されている。

今般、減額措置期間の満了を迎えるにあたり、改めて給料額について検討を行うこととし、主に、現行の条例本則による支給、減額措置期間の延長による支給、現行給料額の見直しによる支給といった観点から審議を行った。

審議にあたっては、これまでの町長、副町長及び教育長の給料額の改定経過や同

じ職責を担う大阪府内町村長等の給料額との比較、また、本町の財政状況や一般職の職員の給与の状況、新型コロナ禍における社会的状況などを総合的に考慮して判断することとした。

給料額の改定経過では、平成19年以降、概ね同様の減額措置が実施されていることや大阪府内町村長等との比較では、現行の削減後の給料額、さらに、期末手当や退職手当等を含めた任期中の給与の総支給額を比較しても上位の水準にあることを確認した。

本町の財政状況は、人口が減少し、少子高齢化が進展しており、今後は厳しい財政状況となることが見込まれる。このため、各種施策を推進し、人口増加を図る必要がある。

一般職の給与の状況は、平成26年以降、引上げが行われたが、令和2年、令和3年と人事院からマイナス勧告がなされている。

これらの状況から総合的に判断すると、条例本則での支給は、実質的な給料の引上げとなり、現行と同一の削減率で措置期間を延長することが社会情勢に適応しているものと判断する。

また、今回の諮問は、町長の任期途中であり、削減期間は、副町長及び教育長も含め、町長の任期である令和6年3月28日までとし、今後の社会情勢や本町の状況等に変化が生じた場合は、改めて見直しを実施されることが適当であると考える。

以上